

福岡県公報

令和二年十月二十三日
第百四十六号
増刊
①

目次

告示

○瀬戸内海漁業取締規則の規定に基づく漁業の地方名称の一部を改正する告示

(漁業管理課) …………… 一

告示

福岡県告示第七九六号

瀬戸内海漁業取締規則の規定に基づく漁業の地方名称(昭和二十六年九月福岡県告示第六百三十四号)の一部を次のように改正し、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十月二十三日

福岡県知事 小川 洋

「第九条の規定に基づく同規則第三条第一項及び第七条」を「第七条の規定に基づく同規則第三条並びに第五条第一項及び第二項」に、「一 第三条第一項」を「一 第三条」に、「二 第七条」を「二 第五条第一項及び第二項」に改める。